

閉校施設の利活用の方向性

学校跡地の利活用検討にあたっての優先順位は、①本市における利活用、②公共的・公益的団体等による利活用、③民間事業者等による利活用の順とし、喫緊の政策課題に留意し、総合的な見地に立って基本の方向性を定めることとしている。

4月～5月にかけて実施した「学校跡地の行政利活用調査」において、①本市における利活用の可能性を全庁的に調査したところ、暫定的な一時利用の効果が期待できる事業の提案はあったが、「事業展開の可能性を優先して検討すべき」と認められる市民ニーズの高い事業の提案は見受けられなかった。

そこで、閉校施設の利活用の方向性を、次のとおり定めることとする。（**別紙**「学校跡地利活用のタイムスケジュール」参照。）

1. 下館北中学校

(1) 基本の方向性

「公共的・公益的団体等又は民間事業者等」（民間事業者等）による利活用を図ることとし、早期の事業展開を目指し、事業提案型の一般公募を実施する。

事業提案型の一般公募の実施にあたり、令和4年度に地域住民等（地元議員、自治会等）への説明やサウンディング型市場調査を実施し、公募条件等の整理を行う。

(2) 事業提案及び選定の考え方

校舎及び体育館の建築年が比較的新しい（平成25年度）ことから、一般公募による事業提案の募集期間は3年間とするが、募集期間が終了するまでに事業展開が図られない場合でも、募集期間を延長することができる。

事業提案の募集は「施設の貸与又は譲渡」を基本とし、選定にあたっては利活用形態によるメリット・デメリットを踏まえ、最も効果が期待できる事業を総合的に判断する。

(3) 学校施設が担ってきた役割や機能の考え方

①学校施設開放事業【文化スポーツ課】

現在、事業を利用している利用団体に説明したうえで、下館北中学校での学校施設開放事業を終了する。

②指定避難所【消防防災課】

地域住民等に説明したうえで、地域防災計画で位置づけている指定避難所の指定を外す。

代替案として、下館中学校への避難誘導を行うものとする。

2. 明野地区小学校4校（大村小・村田小・上野小・長讃小）

（1）基本の方向性

「公共的・公益的団体等又は民間事業者等」（民間事業者等）による利活用を図ることとし、早期の事業展開を目指し、事業提案型の一般公募を実施する。

事業提案型の一般公募の実施にあたり、令和4年度に地域住民等（地元議員、自治会等）への説明やサウンディング型市場調査を実施し、公募条件等の整理を行う。

なお、大村小については、令和5年度末の閉校と同時に借地を返還する。

（2）事業提案及び選定の考え方

校舎及び体育館の建築年が比較的古い（昭和50～58年）ことから、一般公募による事業提案の募集期間は2年間を限度とし、募集期間が終了するまでに事業展開が図られない場合は、施設の解体を検討する。

事業提案の募集は「施設の貸与又は譲渡」の他、「施設を解体したうえでの利活用」を可能とし、選定にあたっては利活用形態によるメリット・デメリットを踏まえ、最も効果が期待できる事業を総合的に判断する。

（3）学校施設が担ってきた役割や機能の考え方

①学校施設開放事業【文化スポーツ課】

現在、事業を利用している利用団体に説明したうえで事業を終了する。

代替案として、明野五葉学園の前期課程体育館等での利用調整を図る。

②明野地区生きがいサロン事業【高齢福祉課】

現在、事業を利用している利用者に説明したうえで事業を終了する。

事業の終了にあたり、地域の集落センター等を利用した全市的な取組の実施を検討する。

③投票所【総務課】

地域住民等に説明したうえで、村田小・上野小・長讃小の体育館の投票所機能を終了する。

投票所の再編については、学校が閉校する令和5年度末を目途に慎重に検討する。

④指定避難所【消防防災課】

地域住民等に説明したうえで、地域防災計画で位置づけている指定避難所の指定を外す。

代替案として、明野五葉学園への避難誘導を行うものとする。

3. 鳥羽小学校

(1) 基本の方向性

借地の返還を優先する。

借地内に受変電設備があり、設備の改修を行わないと施設が維持できないことから、施設を維持したうえでの利活用は図らないこととする。

受変電設備を解体し、所有者との協議が整った段階で、借地を返還する。

校舎及び体育館等を解体して残った借地以外の学校跡地は、普通財産に移行し、本市による利活用又は民間事業者等への売却を検討する。

(2) 事業提案及び選定の考え方

借地の返還及び施設の解体後に、改めて、事業提案型の一般公募を実施するかどうかを検討する。

(3) 学校施設が担ってきた役割や機能の考え方

①学校施設開放事業【文化スポーツ課】

現在、事業を利用している利用団体に説明したうえで事業を終了する。

代替案として、明野五葉学園の前期課程体育館等での利用調整を図る。

②明野地区生きがいサロン事業【高齢福祉課】

現在、事業を利用している利用者に説明したうえで事業を終了する。

事業の終了にあたり、地域の集落センター等を利用した全市的な取組の実施を検討する。

③投票所【総務課】

地域住民等に説明したうえで、体育館の投票所機能を終了する。

投票所の再編については、学校が閉校する令和5年度末を目途に慎重に検討する。

④指定避難所【消防防災課】

地域住民等に説明したうえで、地域防災計画で位置づけている指定避難所の指定を外す。

代替案として、明野五葉学園への避難誘導を行うものとする。

学校跡地利活用のタイムスケジュール

1. 下館北中学校

学校跡地の状況 等	R 4	R 5	R 6	R 7	備考
利活用計画の決定					住民説明等を実施
閉校					R5. 3. 31
事業提案の募集期間					3年間
一般公募・マッチング					早期の事業展開を目指す
民間事業者等による利活用					
暫定管理（一時利用）					1年ごとに見直し

2. 明野地区小学校4校（大村小・村田小・上野小・長讃小）

学校跡地の状況 等	R 4	R 5	R 6	R 7	備考
利活用計画の決定					住民説明等を実施
事業提案の募集期間					2年間
一般公募・マッチング					早期の事業展開を目指す
閉校					R6. 3. 31
民間事業者等による利活用					
暫定管理（一時利用）					
施設解体の検討					利活用できない場合

3. 鳥羽小学校

学校跡地の状況 等	R 4	R 5	R 6	R 7	備考
利活用計画の決定					住民説明等を実施
借地返還の準備（解体設計等）					所有者へ説明
閉校					R6. 3. 31
施設の解体工事					（予算措置状況による）
借地の返還					原状復帰後
借地以外の学校跡地管理					普通財産に移行